

RIN IP Partners

NEWSLETTER



国内法・基準等改正

「コンセント制度」を適用した初の商標登録

国内判決紹介

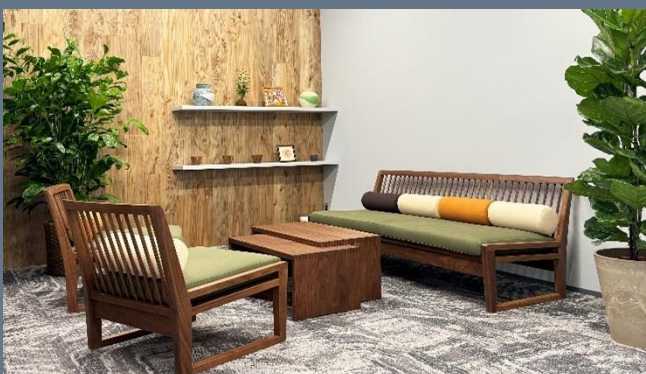
1. 商標及び役務の類似性が肯定された商標権侵害事件（「パクとモグ」VS「パクモグ」）
2. リアルタイムによる棋譜情報の動画配信が不法行為と認定された事案

国内審決紹介

1. 情報提供の資料に基づき 4 条 1 項 15 号該当性が逆になった事案
2. 識別力の審査の厳格化が感じられる事例

外国情報

1. アルゼンチン最高裁、リスティング広告の適法性について逆転判決
2. ミャンマーにおける出願等の受付再開について
3. 欧州連合 意匠制度改正



■ 発行人・お問い合わせ

弁理士法人 RIN IP Partners

URL: <http://www.rin.or.jp/>

TEL: 03-3517-9901

Email: rinip@rin.or.jp

住所: 〒103-0016

東京都中央区日本橋小網町 1 8 番 8 号

メットライフ江戸橋ビル 3 階

3 月 24 日より新たなオフィスでの業務を開始いたしました。
旧オフィスから徒歩 5 分程度の場所にあり、日本橋の中でも比較
的人形町に近いエリアで、東京の銭洗い弁天としても知られてい
る小網神社なども近くにあります。
お近くにお越しになる機会がございましたら、是非お立ち寄りくださ
い。



国内法・基準等改正

「コンセント制度」を適用した初の商標登録

特許庁は、令和 7（2025）年 4 月 7 日、下記商標について、「コンセント制度」を適用した初の商標登録を行いました。

コンセント制度を適用し登録された商標

出願人	出願番号	商標	コンセント制度適用に係る指定商品
株式会社車多酒造 (石川県白山市)	2024-34144	玻璃	第 33 類「清酒、焼酎」等

先行登録商標

先行登録商標権者	商標登録番号	商標	後行商標のコンセント制度適用に係る指定役務
シャディ株式会社 (東京都港区)	5991116	玻璃 HARI	第 35 類「酒類の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」

([特許庁HPより](#))

コンセント制度は、先行登録商標と同一又は類似する商標であっても、権利者の承諾（コンセント）を得ており、かつ、先行登録商標と出願商標の間で混同を生ずるおそれがないものについては商標登録を認める制度で、令和 6（2024）年 4 月 1 日の施行日以後の出願が対象です。

先行商標権者の同意（コンセント）に加え、両商標間で混同を生ずるおそれがないこと（以下、「混同要件」といいます）を証明する書類の提出が必要とされています。混同要件を満たすにはどのような資料を提出すべき

かなど具体的な内容は不透明でしたが、筆者が上記出願の審査書類を取り寄せてみたところ、意外にもシンプルな内容で足りるようでした。今後は先行商標の克服方法としてコンセント制度の利用も選択肢の一つとなることが期待されますが、特許庁が求める「混同要件」のレベルについては継続して注視する必要があると思います。

(担当：宮田)

国内判決紹介

1. 商標及び役務の類似性が肯定された商標権侵害事件（「パクとモグ」VS「パクモグ」）

判決言渡日：令和 7 年 1 月 2 4 日 事件番号：和 4 年（ワ）第 1 1 3 1 6 号 商標権侵害差止等請求事件

事案概要

被告標章 1 乃至 7 のうち、被告標章 5 は原告商標 1 と類似し、両役務の類似性が肯定され、差止等請求が一部認容された。

商標	原告商標 1（第 5135076 号） パクとモグ	結論	被告標章 5 パクモグ
商品役務	35 類：菓子の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供（30A01 35K03）	≒	ミールキットの販売及び提供（カット済み・下ごしらえ済み食材、調味料、レシピ等がセットになったもの）

判決抜粋

争点 1. 商標の類否…「パクとモグ」VS「パクモグ」

（称呼）両者の称呼は、「パク」と「モグ」との間に「ト」の称呼が含まれるか否かという点において相違する。しかしながら、両者の称呼は、通常比較的弱く聴覚されることが多い中間音である「ト」が相違するのみであり、「パク」及び「モグ」という大部分の称呼が共通していることからすれば、両者の称呼が全体として長いものとはいえないことを考慮しても、類似するというべきである。

（観念）原告商標 1 及び被告標章は、いずれも物を食べることを意味する「ぱくぱく」及び「もぐもぐ」を想起させるというべきである。したがって、両者は同一の観念を想起させるものであるといえる。

（外観）両者の外観を比較すると、片仮名の「パク」と「モグ」の間に平仮名の「と」が含まれるか否かという点において相違するものの、その点以外の大部分においては共通している上、原告商標 1 において、「と」が他の文字と比べてやや小さく記載されていることも考慮すれば、両者の外観は類似するというべきである。

争点 2. 商品役務の類否…「菓子の小売等役務」VS「ミールキットの販売・提供」

（提供の目的）菓子とミールキットとは、いずれも飲食物の範疇に含まれることから、原告商標 1 の指定役務と被告標章 5 が使用される役務は、いずれも飲食物の販売に係る顧客に対する便宜の提供を目的とする役務であるといえ、提供の目的は一致する。

（提供の場所及び手段）被告ミールキットはインターネットやコールセンターにおける注文に基づき注文者宅に送付されるものであるところ、証拠（甲 7、139、乙 12）及び弁論の全趣旨によれば、原告商標 1 の指定役務である「菓子の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」も、インターネット上のショッピングサイトを通じてされる場合があると認められるから、両者の役務の提供の場所及び手段は一致する場合がある。

（関連する物品）被告標章 5 が使用される役務に関連する物品は、食材、調味料、レシピ、食器、スプーン等であり、上記の物品のうち少なくとも食材や食器については、原告商標 1 の指定役務である「菓子の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」にこれらの物品が関連する場合もあり得ることが認められ、原告商標 1 の指定役務と被告標章 5 が使用される役務とで関連する物品が一致する場合があるといえる。

（需要者の範囲）原告商標 1 の指定役務及び被告標章 5 が使用される役務の需要者は、いずれも飲食物の提供を求める一般消費者であるから、両者の需要者の範囲は一致する。

以上の事情を総合的に考慮すると、ミールキットは、主に食事のために提供されるものであるため、食事以外の嗜好品として提供される菓子とは同様の形で提供されない場合があり得ることを踏まえても、原告商標 1 の指定役務と被告標章 5 が使用される役務に同一又は類似の商標が使用されたときには、同一営業主の提供に係る役務と誤認されるおそれがあるといえる。

寸評

菓子の小売等役務とミールキットの販売及び提供は類似と判断された事案です。両役務の類似性を肯定した「提供の目的、提供の場所及び手段、需要者の範囲が一致する」という理由付けは、飲食料品同士であればほぼ共通すると思われますので、侵害場面では物足りないような気がします。所内では、「ミールキットの販売及び提供」の役務該当性や飲食料品の小売に該当するのか、といった点について議論がありました。

また、商標の類否について、裁判所は、被告ウェブページに被告名称の記載（「ワタミ」「watami」）があることから、需要者は被告ミールキットが被告により提供されていると認識することも可能、と取引の実情を認定していますが、これを踏まえても原告商標 1 と被告標章 5 は商品役務の出所について誤認混同を生じるおそれがあり類似すると判断しています。

（担当：松嶋）

（次ページに続きます）

2. リアルタイムによる棋譜情報の動画配信が不法行為と認定された事案

判決言渡日：令和 7 年 1 月 30 日 事件番号：令 6(ネ)338 号・令 6(ネ)1217 号

事案概要



控訴人（一審被告）は、インターネット上で将棋の実況中継を有料で配信している事業者である。被控訴人（一審原告）は、控訴人の配信する動画を観戦し、同時に棋譜情報（盤面の推移と指し手順の情報）を即時に再現して配信していた（「本件動画」）。本件動画では AI による分析やチャットによるコミュニケーションが行われるが、控訴人の配信する動画の映像等そのものは表示されない。

控訴人は本件動画が配信されている YouTube 及びツイキャスに対して著作権侵害を理由として動画の削除申請を行ったところ、共に一定期間の配信停止措置がなされた（のちに YouTube は回復）。

被控訴人は、棋譜情報はそもそも著作物ではないため、削除申請は「虚偽の事実の告知」に当たるとし、当該告知の差止、「営業上の利益」を侵害するとして損害賠償を求めている。第一審では大部分の請求が認容され、控訴人に対して著作権侵害の告知についての差止及び約 119 万円の支払命令がなされた。控訴人は敗訴部分の取消を求めて控訴。※被控訴人から附帯控訴がありますがここでは省略します。

判決抜粋

将棋はスポーツ競技のように大きな会場を用意して入場者から入場料を徴収することで開催・運営費用等を賄うことができないことから、会場を用意する主催者として物理的に独占できるリアルタイムの棋譜情報を、控訴人のような放送配信事業者を介して将棋ファンに提供することで、将棋ファンから上記放送配信事業者を介して対価を徴収し、これにより開催・運営費用等を賄うとともに利益を上げ、もって将棋文化の向上発展に寄与しようとしているものと考えられる。

被控訴人による本件動画の配信は、対価を支払って控訴人から配信を受ける将棋ファンを減少させるものであって、このことによって控訴人に対して直接的に損害を生じさせるものであるし、また、このような行為が多数の動画配信者によって繰り返されるなら、控訴人の収益構造でもある日本将棋連盟によって立つ上記ビジネスモデルの成立が阻害され、ひいては現状のような規模での棋戦を存続させていくことを危うくしかねないものといえる。

したがって、少なくとも控訴人が棋戦をリアルタイムで配信するまさにそのときになされた被控訴人による本件動画の配信は、自由競争の範囲を逸脱して控訴人の営業上の利益を侵害するものとして違法性を有し、不法行為を構成するというべきである。

被控訴人による本件動画の配信は、控訴人の営業上の利益を侵害する違法なものであって不法行為に該当し、これによって得られる利益は法律上保護される利益に該当しないから、本件動画の配信との関係では、被控訴人には不競法によって保護されるべき「営業上の利益」も「営業上の信用」も存在するとはいえない。

寸評

原審では、棋譜情報を含む動画配信は著作権侵害に該当するものではないとして、原告動画に対する削除申請は、「虚偽の事実の告知」に該当し営業上の利益を侵害すると判断されました（ユーチューバーの勝ち）。しかし、控訴審では、（仮に著作権侵害を理由とする削除申請が客観的には「虚偽の事実の告知」に該当するとしても）将棋の事業というのはリアルタイムでの利用を厳しく制限することで成立しているビジネスモデルになっていて、多くのユーザーがそれを守っている状況であるにもかかわらず、それを破ることで利益を得る行為は、自由競争の範囲を逸脱する不法行為であるので、そもそも法律上保護される利益自体が存在していないとして逆転判決（囲碁将棋チャンネルの勝ち）がなされています。

明文で保護の認められていないものを保護することや規制されていない行為を規制することは容易でなく、一般不法行為の成立が認められるケースは多くありません。今回の判決は、既存のビジネスモデルを阻害する行為であることを立証することで一般不法行為の成立が認められる可能性があることを示した点で大変画期的な判決だと思います（射程範囲は広くなさそうですが）。

（担当：和田）

国内審決紹介

1. 情報提供の資料に基づき 4 条 1 項 15 号該当性が逆になった事案

審決日：令和 7 年 1 月 17 日 事件番号：不服 2024-006894

事案概要

刊行物等提出書の資料に基づき、日清食品ホールディングス株式会社が商品「麺類」について使用し、本願商標の登録出願前より、取引者・需要者の間で広く認識されている商標「麺職人」と同一であるため商標法 4 条 1 項 15 号に該当すると判断された拒絶査定が覆った事案。

出願番号	商願 2023-24417
本願商標	麺職人（標準文字）
指定役務	43 類：うどんを主とする飲食物の提供（ラーメンの提供を除く。）

審決概要

本願商標の指定役務「うどんを主とする飲食物の提供（ラーメンの提供を除く。）」に係る「うどん」と引用商標に係る商品「即席麺」は、いずれも「麺類」という点において、一定程度の関連性を有するものといえる。引用標章は、日清食品ホールディングス株式会社の業務に係る商品を表示するものとして、取引者、需要者の間に広く認識されている商標ではなく、また、その独創性は高いものでもないから、本願商標をその指定役務に使用しても、（中略）他人（日清食品ホールディングス株式会社）又は同人と経済的、組織的に何らかの関係がある者の業務に係る役務であるかのごとく、その役務の出所の混同を生じるおそれはない。

寸評

4 条 1 項 15 号は、商標の類似性や商品役務の類似性、他人の引用商標が登録になっているか否かも要件ではありません。本願商標の出願経過をみると、刊行物等提出書が 2 回（拒絶理由通知後と応答後）に分けて提出されており、審査段階では情報提供の資料に基づき同号該当と判断されましたが、審判段階では周知性が否定され、本願商標の登録が認められました。審査においては情報提供が有用である一方、審判まで争うと一転して情報提供の資料に基づき周知性が否定されている点で興味深いと思い取り上げました。

（担当：松嶋）

2. 識別力の審査の厳格化が感じられる事例

審決日：令和 6 年 11 月 26 日 事件番号：不服 2023-19304

事案概要

「電磁スチーム」（第 11 類「業務用加熱調理機械器具,等」）の識別力の有無が争われた事案。

審決概要

「電磁誘導加熱(IH)」を「電磁」と称した商品が取引されている実情が確認できる。また、「電磁(IH)」及び「スチーム（蒸気）」は、熱源として利用されている実情が確認できる。そうすると、本願商標をその指定商品に使用するときは、これに接する取引者、需要者は、「商品の熱源が電磁(IH)及びスチーム（蒸気）」であること、すなわち商品の品質を表示したものと看取、理解するにとどまり、これを商品の出所を表示する標識又は自他商品の識別標識として認識することはないというべきである。

寸評

「IH（電磁誘導加熱）で利用できるスチーム（蒸気）調理器」の意味合いが理解されるというならまだわかるのですが（そういう商品がたくさんあるので）、「電磁スチーム」から直ちに上記の意味合いが認識されるというのはなかなか厳しいなと思いました。2024 年 10 月に行われた「国際知財司法シンポジウム 2024」の資料（[こちら](#)）によると、拒絶査定不服審判における商標の審判請求成立率は 2021 年には 75%を超えていましたが、2023 年になると 51.7%まで減少していることが示されています。以前よりも登録が難しくなっています。

（担当：和田）

外国情報

1. アルゼンチン最高裁、リスティング広告の適法性について逆転判決

2024 年 12 月 19 日、アルゼンチン最高裁は、原告の商標を検索したときに検索結果に被告のスポンサーリンクを表示させること、つまり原告の登録商標を検索キーワードとして使用することは消費者に混同を生じさせない限り商標権侵害又は不正競争行為には該当しないとして、訴訟を第一審裁判所へ差戻すよう命令を下しました。この事件では原告 Organización Veraz S.A.は自己の保有する著名な商標「VERAZ」を保有するところ、被告 Open Discovery S.A.は「VERAZ」の検索結果に自社の広告が最上位に表示される

ようにしていました。第一審・第二審では共に原告側の主張が認められ、当該行為は商標権侵害及び不正競争行為に該当すると判断されていました。

(担当 : 和田)

2. ミャンマーにおける出願等の受付再開について

2025 年 3 月 28 日に発生した地震の影響により、ミャンマー知的財産局では出願等の各種手続きが一時停止しておりましたが、2025 年 4 月 10 日より、手続きの受付が再開されました。

あわせて、出願に関連する通知（意見書の提出、登録料の納付、異議申立ての提出等）に係る応答期限が 2025 年 3 月 28 日から 2025 年 4 月 7 日までの期間に設定されていた場合には、当該期限は 2025 年 4 月 18 日まで延長される旨が発表されております。

(担当 : 新井)

3. 欧州連合 意匠制度改正

欧州連合（EU）では、意匠保護の近代化および明確性の向上を目的として、2024 年 12 月 8 日付で意匠の保護に関する法令が改正されました（欧州意匠規則〔EU 2024/2822〕および欧州意匠指令〔EU 2024/2823〕）。本改正内容は一斉に適用されるのではなく、「フェーズ I」および「フェーズ II」の二段階に分けて順次適用される予定です。

フェーズ I として、2025 年 5 月 1 日に施行される主な変更点は以下のとおりです。

1. 新しい用語及び定義の導入

(1) 名称の変更

「共同体意匠（Community Designs）」は「欧州連合意匠（European Union Designs）」へと名称が変更されます。

(2) 意匠の定義の拡大

意匠の定義に「動き・アニメーション」や「内外装（例：店舗レイアウト）」が追加されます。これは、既存の EUIPO（欧州連合知的財産庁）の運用を明文化したものです。

(3) 製品の定義の拡大

「製品」の定義には、有体物に加えて「仮想製品」も含まれるようになります。こちらも、従来の解釈を明文化したものです。

2. 意匠権の効力および制限規定

(1) 3D プリンティングに対応する規定の新設

3D プリンティングの普及に伴い、意匠を複製する目的で、その意匠を記録したあらゆる媒体やソフトウェアを無断で作成・ダウンロード・複製・提供する行為は、侵害行為とみなされます。

(2) 権利行使の制限

「当該意匠権者の製品であることを識別または言及する目的で行われる行為」や、「コメント・批評・パロディを目的とする行為」については、意匠権の行使が制限されます。

(3) スペアパーツに関する「修理条項」の明文化

修理用部品（スペアパーツ）に関する意匠権の制限規定（いわゆる修理条項）が恒久的な規定として明文化されました。これにより、複合製品（例：自動車）の修理に使用されるスペアパーツは、意匠保護の対象外となることが明確にされました。

この例外は、純粋に修理を目的とする場合に限り適用され、かつ交換部品が元の部品と**同一の外観（must match）**であることが条件となります。

(4) 登録意匠の表示制度の新設

意匠権者は、意匠が保護されていることを示すため、円で囲まれた「D」の文字（©）を製品に表示することができますようになります。

3. 出願・登録に関する手続きの変更

(1) 多意匠出願に関する要件緩和

複数意匠を含む欧州連合意匠出願において、ロカルノ分類における同一クラスに属する必要がなくなります。これにより、異なる分類に属する複数の意匠を 1 件の出願でまとめることが可能となり、出願手続きの簡素化およびコスト削減が期待されます。

ただし、1 出願あたり最大 50 意匠までに制限されます。

(2) 公開延期制度に関する変更

公開手数料の廃止により、手数料未納を理由に公開を阻止することができなくなります。意匠の公開を回避するためには、遅くとも公開繰延期間終了の 3 か月前までに、明示的に意匠を放棄する必要があります。

(3) 更新期間の変更

欧州連合意匠の更新期間の算定方法が、欧州連合商標制度と整合されることとなり、登録の満了日前 6 か月間が更新期間とされます（従来のように保護満了月の末日ではなくなります）。

なお、2026 年 7 月 1 日には、意匠図面に関する要件の緩和（例：図面数 7 点までという上限の撤廃）や、無効審判手続の迅速化が予定されております。

（担当：新井）

ご意見・ご感想をお待ちしております

内容に関し、ご意見やご感想などがございましたら、お気軽に<rinip@rin.or.jp>までお寄せください。

END